

県と市町の新しい関係づくり協議会
協議経過報告

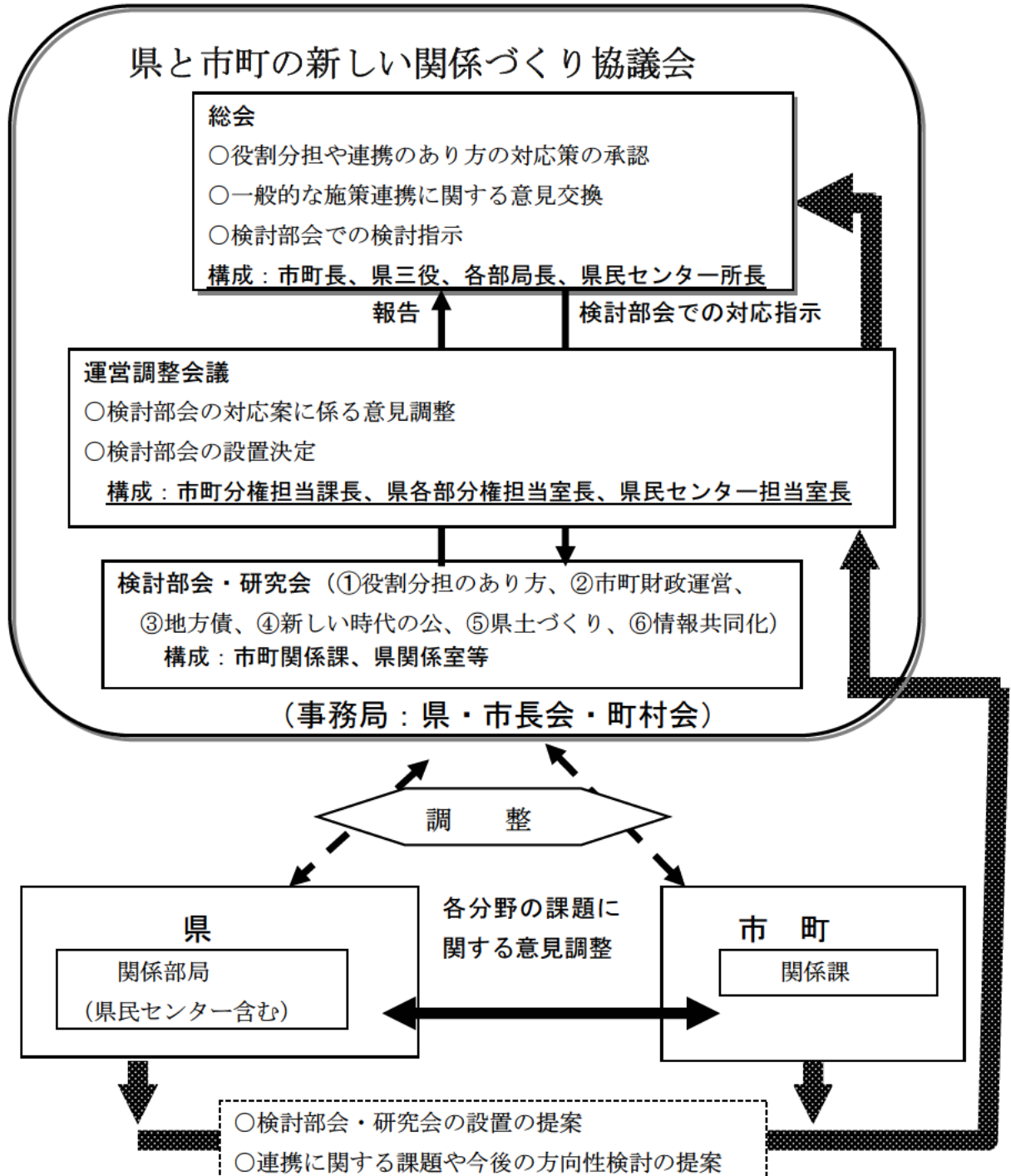
平成 18 年 10 月 11 日

目 次

． 県と市町の新しい関係づくり協議会の仕組み	
（ 1 ） 協議の仕組み	1
（ 2 ） 協議会の構成等	2
． 運営調整会議開催結果	
3	
． 検討部会協議結果	
3	
県と市町の役割分担のあり方検討部会	4
市町財政運営のあり方研究会	14
地方債発行のあり方研究会	16
「新しいの公」と文化力を生かした取組検討部会	18
県土づくりのあり方に関する検討部会	22
情報システム等の共同化検討部会	26
《参考資料》	
<hr/>	
（ 1 ） 県と市町村の新しい関係づくり協議会規約	32
（ 2 ） 検討部会の運営に関する規程	36

I. 県と市町の新しい関係づくり協議会の仕組み

(協議の仕組み)



協議会の構成等

	メンバー
総会	会長：知事
	副会長：市長会会長、町村会会長、副知事
	委員：各市町長、出納長、各部署長・県民センター所長
運営調整会議	市町地方分権担当課 県各部署地方分権担当室、各県民センター地域防災担当室
検討部会	<p>①県と市町の役割分担のあり方検討部会 県と市町で実施している具体的な事業分野に関し、県と市町を通じた行政サービスの質的向上と効率化や、市町の自主性・主体性の強化のため、役割の曖昧なもの、重複しているものなどについて、県と市町の役割分担の今後のあり方について検討する。</p> <p>②市町財政運営のあり方研究会 三位一体改革後の行財政運営の対応について研究する。</p> <p>③地方債発行のあり方研究会 平成18年度以降、地方債の許可制度から協議制度への移行や今後の資金調達の民間資金への移行が予想されることを踏まえ、今後の地方債発行のあり方について研究する。</p> <p>④「新しい時代の公」と文化力を生かした取組検討部会 地域主権の社会の実現のため、「新しい時代の公」の実現と「文化力」を生かした取組に関し、それぞれの地域や市町、県で既に実施されている取組事例などを参考にして、今後の行政の関わり方などについて検討する。</p> <p>⑤県土づくりのあり方に関する検討部会 広域的な視点から県が主体となって取り組む「県土づくり」と、市町が中心となって取り組む「地域づくり」のそれぞれの円滑な推進に繋げるため、三重県の地域特性を全体として捉えた振興方策や交流・連携のあり方、それらの基盤となる社会資本の利活用のあり方など、概ね10年先を見据えた中長期の県土づくりの方向性について検討する。</p> <p>⑥情報システム等の共同化検討部会 電子申請、電子入札、デジタル地図など情報システム等の市町との共同化を進めるとともに、情報セキュリティ対策、ITを活用した業務効率化や住民サービスの方策等についても検討する。</p>
	メンバー：市町担当課職員、県関係室職員 ※必要に応じ助言者として学識経験者を招聘
(事務局)	市長会、町村会、地方分権・合併室、県担当室

Ⅱ. 運営調整会議の開催結果

第1回 平成18年4月17日

- (事項)
- ・包括的権限移譲について
 - ・県と市町の新しい関係づくり協議会の今後の取り組みについて
 - ・検討部会・研究会の設置・メンバー募集について

第2回 平成18年9月20日

- (事項)
- ・包括的権限移譲について
 - ・第1回総会（10月11日開催）について
 - ・各検討部会・研究会の活動報告について

Ⅲ. 検討部会協議結果

(次頁から)

①県と市町の役割分担のあり方検討部会

検討部会設置の目的

市町村合併等による市町の行政体制の強化、市町の政策形成能力の向上により、県と市町の役割分担については、住民に身近な市町をより重視したものに直直し、県と市町を通じた効率性の向上、行政サービスの質的向上を図ることが求められています。

このため、具体的な事務分野ごとに県と市町の役割分担の現状、課題を調査し、今後の適切な役割分担のあり方を検討します。

検討部会メンバー 23名（市町13名、県10名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県	
津市／行政経営課	四日市市／政策課	政策部政策総務室	総務部経営総務室
伊勢市／総務課	桑名市／政策課	防災危機管理部危機管理総務室	生活部生活総務室
鈴鹿市／総務課	名張市／行政改革評価室	健康福祉部健康福祉総務室	環境森林部環境森林総務室
○亀山市／行政改革室	熊野市／総務課	農水商工部農水商工企画室	県土整備部県土整備総務室
伊賀市／行政改革・政策評価推進室	菟野町／総務課	教育委員会事務局教育総務室	◎政策部地方分権・合併室
朝日町／総務税務課	明和町／企画課		
大台町／総務課			

助言者●四日市大学／岩崎 恭典教授、四日市大学／小林慶太郎助教授

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県 政策部地方分権・合併室

検討事項

- ①具体的な事務分野ごとの役割分担のあり方調査の実施
- ②調査結果の整理について
- ③具体的な事務分野ごとの役割分担のあり方の整理

開催実績

(平成18年)

第1回 [7/3] ➡ 協議計画書により今後の進め方説明

役割分担のあり方調査の実施について

第2回 [9/11] ➡ 役割分担のあり方調査(速報)について

役割分担のあり方の検討方法について

これまでの成果

・役割分担に関する調査の実施(476の見直し意見)

① 県役割強化 37% ② 市町役割強化 21% ③ 連携強化 22%

④ 役割明確化 14%

・見直し意見を踏まえ、重要性、緊急性のある課題について、WGを設置します。

今後の予定

・11月にWGを3～5程度設置することを目標に取り組みます。

課題・まとめの見込み

・最善の役割分担のあり方を絶えず見直し、できるだけ早期に取り組めるよう、市町・県双方で協議していくことを基本原則とします。

・県と市町による協議に時間を要するものは、WGの検討が平成19年度にわたることも想定されます。

県と市町の役割分担のあり方検討部会の経過報告

1 調査の目的

分権型社会に実現にむけては、「補完性の原理」に照らし、住民に最も身近で総合的な行政主体である市町の自主性・自立性を尊重し、県は広域的役割などの本来担うべき役割を中心に担い、補完的役割は市町の規模・能力に応じて果たしていくことが求められています。

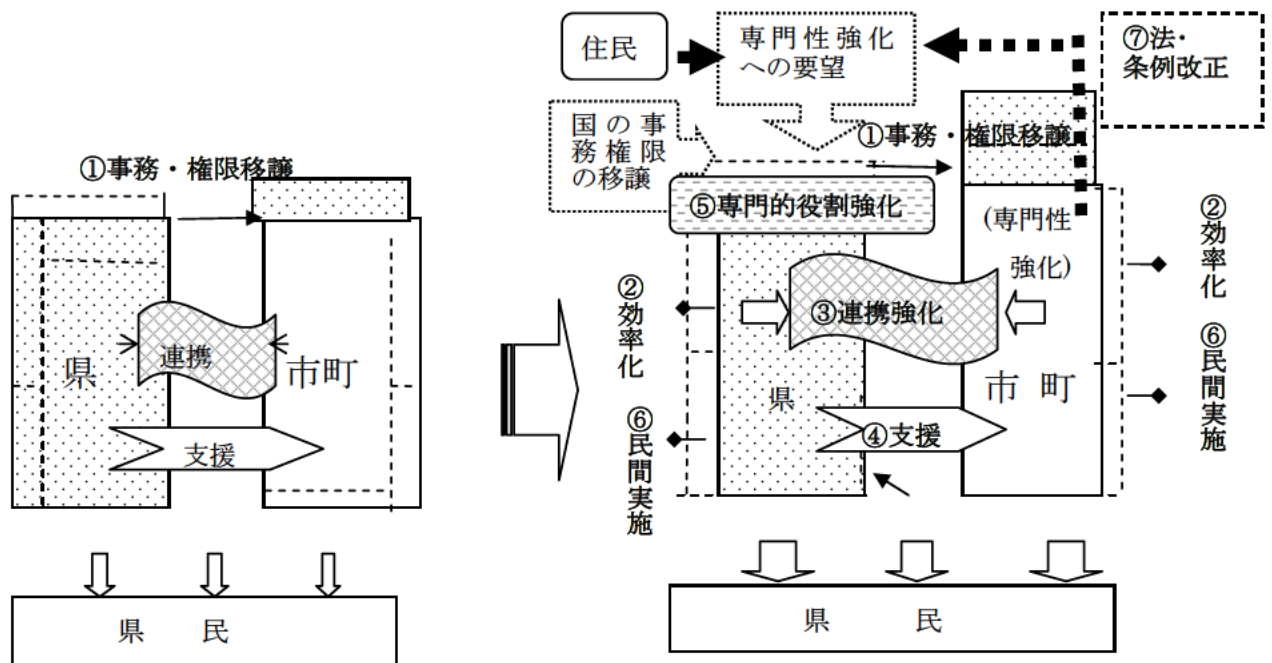
このようななか、県と市町を通じた行政サービスの効率化と質的向上を確保するため、役割分担のあり方を検討する基礎資料となる調査を行うこととしました。

2 調査方法

○ 230事務分野ごとに、29市町担当課、県各部局担当室を対象に実施。

○ 調査期間 平成18年7月5日～9月26日

3 県と市町の役割分担のあり方の展開イメージ



県と市町を通じた効率性の向上、行政サービスの質的向上

4 調査内容

- (1) 事務分野ごとの県と市町の役割分担の見直しの必要性
- (2) 役割分担の見直しが必要な事業・事務と課題
- (3) 役割分担の望ましい姿（主体・手法・内容・時期）

5 調査結果

(1) 役割分担の見直し意見の性質による分析結果

主体	手法	意見件数	
A 市町の 役割強化	A 1 市町への事務・権限移譲	32件	100件
	A 2 重複・重層する事務の市町・市町の広域行政組織への実施主体一本化	29件	
	A 3 市町の専門性強化	8件	
	A 4 市町の役割を強化する役割分担	31件	
B 県の 役割強化	B 1 重複・重層する事務の県へ実施主体一本化	107件	174件
	B 2 県の支援強化	40件	
	B 3 県の専門性強化	8件	
	B 4 県の役割を強化する役割分担	19件	
C	県と市町の連携の強化	107件	
D	県と市町の役割分担	69件	
E	民間の役割強化	18件	
F	法・条例改正	8件	
	計	476件	

* 重複＝役割分担が不明確なまま県と市町が事務を実施している。

重層＝明確な役割分担にもとづき、事務を分担している。

* 見直し意見の選択肢と記述内容から分類。

(2) 事務分野の現状に関する調査結果

①事務分野（230分野）ごとの県と市町の役割分担の明確性についての評価

	全体	県	市町
概ね役割分担が明確である。	44%	44%	44%
すべて役割分担が明確である。	28%	24%	29%
役割分担が明確なものと不明確なものが半々である。	7%	7%	7%
概ね役割分担が不明確である	4%	5%	4%
すべて役割分担が不明確である。	1%	0%	1%
（役割分担は明確であり）県がすべて実施している。	15%	20%	15%

②事務分野ごとの県と市町の役割分担の見直しの必要性

	回答数	有	無
全体	5,944件(100%)	384件 (6%)	5,560件(94%)
県	230件(100%)	74件 (32%)	156件(68%)
市町	5,714件(100%)	310件 (5%)	5,404件(95%)
市	2,786件(100%)	220件 (8%)	2,566件(92%)
町	2,928件(100%)	90件 (3%)	2,838件(97%)

(3) 役割分担の望ましい姿

①役割分担の望ましい主体

回答者	回答数	県実施	市町実施	重層実施	広域組織	民間実施	その他
全体	473件	30%	14%	43%	3%	4%	6%
県	88件	6%	40%	45%	1%	0%	8%
市町	385件	35%	9%	43%	3%	4%	6%
市	289件	32%	9%	45%	3%	4%	7%
町	96件	45%	6%	36%	6%	6%	1%

②望ましい姿の主体と手法の関係

手法 主体	回答数 (件)	実施 主体 一本化	役割 分担 明確化	連携 強化	支援 強化	専門性 強化	事務 権限 移譲	法・ 条例 改正	その他
全体	471	28%	22%	22%	12%	5%	5%	2%	4%
県実施	139	65%	7%	10%	12%	5%	1%	1%	3%
市町実施	68	31%	21%	2%	12%	6%	25%	0%	4%
重層実施	204	3%	36%	42%	11%	3%	1%	1%	3%
広域行政	14	43%	14%	7%	36%	0%	0%	0%	0%
民間実施	17	12%	12%	0%	29%	29%	0%	6%	12%
その他	29	31%	28%	10%	0%	0%	7%	7%	17%

* 広域行政＝市町による広域行政組織を意味します。

④望ましい見直し時期

回答者	2年後	5年後	10年後	平均年数
全体	74%	20%	6%	3.0年後
県	47%	32%	21%	4.7年後
市町	81%	17%	2%	2.6年後
市	80%	19%	1%	2.7年後
町	86%	12%	2%	2.5年後

県と市町の役割分担のあり方の検討方法について

調査結果（全市町、県各部署）

《基本的な考え方》

1 調査結果の活用・反映

県と市町の役割分担の見直しに関する意見を情報共有し、県担当部署と市町の担当課が業務のなかで意見を踏まえた対応を行う。

（対応例 業務への反映、〇〇協議会・担当会議等の協議、ヒヤリング実施等）

2 検討部会の役割

下記の観点から、検討の要否を協議し、検討部会（ワーキンググループを含む）で検討する必要があるものを選定する。

（観点） 検討部会で精査し、重要性、緊急性のあるもの

- （1）見直し意見の多いもの（多数）
- （2）県と市町の意見が違うもの（相違）
- （3）市町の意見が多様なもの（多様）
- （4）役割分担の明確化と適正化の観点から、検討の必要性が高いもの

検討部会における検討

WG設置に関する意見
（市町・県）

ワーキンググループ設置
の合意形成
（3～5WGのイメージ）

既存の検討の場
・〇〇協議会
・〇〇担当者会議

県市関係室課による業務中での意見への対応

見直しが必要な事務事業の意見例（事務分野6件以上）

（凡例 ○市町の意見 ◆県の意見 ）

事務分野名 (件数)	事務事業の内容
交通安全意識の高揚に向けた啓発・教育の推進 (12件)	○交通災害共済事業は県で実施すべき。(3件) ○交通事故相談は、市町の役割とすべき。(2件) ◆交通事故相談の役割を明確化すべき。
生活創造圏づくりの推進 (11件)	○生活創造圏関係事業は県が主体となるべき(2件) ○生活創造圏関係事業は市町の広域行政組織で担うこととし、県は必要な支援に取り組むべき。(4件) ◆住民に身近な地域づくりは、市町が実施すべき。
在住外国人との共生社会づくり (10件)	○在住外国人との共生社会形成について、県と市町は連携を強化すべき。(4件) ○在住外国人への生活支援等は、民間を基本としつつ、県か広域行政で担当すべき。(2件)
県民防災力の活性化 (9件)	○自主防災組織については市町の役割を強化すべき。(2件) ○防災コーディネーターの養成等は県で実施すべき(2件)
障害者の相談支援体制の整備 (8件)	○障害者の相談支援の役割分担を明確化すべき。(4件) ◆障害者の相談は、市町の役割を強化すべき。
多様な活動主体による協働の推進(8件)	○NPO支援における県の役割を強化すべき。(3件) ○NPOに対する市の支援策に県の支援を強化すべき。(2件)
バス交通の確保 (8件)	○自主運行バス等は、県も支援すべき。(5件) ◆自主運行バス等の地域の生活交通は、市町が担うことが望ましい。
男女共同参画に関する意識の普及と教育の推進 (7件)	○啓発イベントは、役割分担を明確化すべき。(2件) ○啓発イベントは、市町の役割を強化すべき。 ○啓発イベントは、県が実施すべき。 ○啓発イベントは、連携を強化すべき。
消費相談・苦情対応の充実 (7件)	○消費相談は、市町や広域行政組織の役割を強化すべき。(3件) ○消費相談は、県と市町の連携を強化すべき。

事務分野名 (件数)	事務事業の内容
人権啓発の推進 (6件)	○人権啓発は、県で一本化すべき。(2件) ○◆人権研修は、県と市町の役割を明確化すべき。(2件)
性別に基づく暴力等への取組と心身の健康支援 (6件)	○女性相談は県で実施すべき。(2件) ○女性相談の役割分担を明確化すべき。 ○女性相談にかかる県の支援を強化すべき。
埋蔵文化財の保護と活用 (6件)	○開発事業に係る発掘調査は、県が実施すべき。 ◆開発事業にかかる発掘調査は、基本的に市町実施し、必要により県が補完すべき。
林産物の安定供給 (6件)	○間伐材の利用促進等は、県の支援を強化すべき。(5件)
安全安心まちづくりのための総合対策の推進 (6件)	○防犯灯・街路灯設置の役割分担を明確化すべき。(2件)
不法投棄等の不適正処理の未然防止・是正 (6件)	○不法投棄の防止は連携を強化すべき。(4件)
安全安心な大気環境の確保 (6件)	○大気汚染防止法にかかる経由事務は、県へ一元化すべき。 ◆届出にかかる事前相談や届出窓口は県に一本化すべき。
水の安全・安定供給 (6件)	○◆水道事業(伊賀水道・志摩水道)の市町の役割を強化すべき。(○3件・◆2件)
統計情報データの効果的な発信と活用の促進 (6件)	○調査員の推薦をおこなっているが、県が直接確保するか、民間委託をすべき。(4件)
情報通信技術を活用したサービスの提供 (6件)	○◆情報システムを共同化する際は、市町の広域行政組織で実施することが望ましい。(2件) ○情報システムの共同化は、県が主体となって実施するのが望ましい。(4件)
公的な住まいづくり (6件)	○公営住宅の供給の役割を明確化すべき。(2件) ◆公営住宅の供給・管理は、市町が担うことが望ましい。(2件)

県の役割分担の見直しに関する意見（抜粋）

市町の役割を強化する意見

事務事業の内容	時期	事務分野名
自主運行バス等は、地域に密着し市町の区域内で完結するため、市町が行うことが望ましい。	5年後	バス交通の確保
住民に身近な地域づくりは、市町の役割としていくことが望ましい。	2年後	生活創造圏づくりの推進
地区青少年育成市町民会議連絡協議会は、青少年育成市町民会議の設置状況に応じて、役割分担を検討していく。	5年後	青少年健全育成の総合的な取組の推進
ひとり親家庭等日常支援の実施主体を市町にすることで事業の効果があがる。	2年後	児童と一人親家庭の自立支援
手話通訳者及び要約筆記者の派遣を市町が行うことで、周知や利用者の掘り起こしにつながる。	2年後	障害者の社会参加環境づくり
騒音規制等の地域指定は、市町が実施することによって地域に応じた規制が可能となる。	10年後	安全・安心な大気環境の確保
浄化槽法に基づく施行事務を市町が行うことで、設置者への指導等が効果的に行える。	5年後	生活排水対策の推進
県管理漁港のうち、一定の基準を満たさないものは、市町管理とすべき。	5年後	水産生産基盤の整備
日常の河川の維持管理は、市町が行うことにより、迅速的確な維持管理が行える。	5年後	洪水防止対策の推進
市町が県管理道路の維持管理を行うことで、サービスの向上や業務の効率化につながる。	5年後	適切な道路資本の維持管理
水道事業（伊賀水道・志摩水道）の市町の役割を強化すべき。	5年後	水の安全・安定供給
小中学校への学習指導等の指導助言は、市町教育委員会が体制を充実したうえで主体的に対応し、県は支援を行う。	2年後	児童生徒の基礎学力の向上

市町との連携強化に関する意見

事務事業の内容	時期	事務分野名
観光情報発信に関する市町・県・観光連盟の連携を強化するため、情報共有を図るべき。	2年後	観光情報発信と誘客活動の推進
学校経営品質に関する研修については、考え方が一定浸透・普及した時点で、役割分担のもと連携を強化して取り組む。	10年後	教育改革の推進

役割分担明確化に関する意見

事務事業の内容	時期	事務分野名
防災関係事業で県と市町が実施している事業のよりよいあり方について検討していく。	5年後	県民防災力の強化
交通事故相談における、県と市町の役割を明確化すべき。	10年後	交通安全意識の高揚に向けた啓発・教育の推進

②市町財政運営のあり方研究会

検討部会設置の背景・目的

景気回復の期待はあるものの、国の歳出規模抑制など厳しい局面が続くと予想されることから、市町においては、合併によるスケールメリットを十分活用するとともに、事業の重点化、効率化を進め、節度ある財政運営を行い、併せて住民への効果的な説明に努める必要があります。

今後の市町の財政運営と職員の専門性強化に役立てるため、当面する課題について県・市町職員協働による研究を行います。

検討部会メンバー 10名（市町6名、県4名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県
鳥羽市／財政課	○熊野市／市長公室	政策部市町行財政室
伊賀市／財政課	木曾岬町／総務課	◎津県民センター
東員町／総務課	御浜町／総務課	政策部地方分権・合併室

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県政策部市町行財政室

検討事項

- ①平成18年度までの「三位一体改革」の成果と課題について
- ②税源移譲と交付税制度の改革を踏まえた今後の一般財源確保について

開催実績

(平成18年)

- 第1回 [6/13] → 協議計画書に基づく今後の進めかたの協議
- 第2回 [6/28] → 18年度までの「三位一体改革」の影響について
- 第3回 [7/14] → 18年度までの「三位一体改革」の影響について
- 第4回 [9/1] → 18年度までの「三位一体改革」の影響について
- 第5回 [9/27] → 18年度までの「三位一体改革」の影響について

これまでの成果

- ・三位一体改革の質的側面である「国庫補助金の一般財源化」＝地方財源の組み換えについて、その影響の整理の手法を検討し共有しました。
- ・国庫補助負担金の一般財源化分について、事業費の推移の調査を行った結果、ほぼ横ばいと判明しました。(国庫補助負担金改革対象事業状況調)

今後の予定

- ・三位一体による地方財政の質的転換による市町の税財政面での自由度・裁量度がどのように拡大したのか、一方、量的縮減による市町の財政運営や住民サービスがどのような影響を受けているのか、それぞれ整理します。
- ・来年度から実施が予定される税源移譲や交付税改革を踏まえた市町の一般財源の確保について検討します。

課題・まとめの見込み

県内各市町における三位一体改革の成果と課題に関する共通認識を醸成し、今後の市町の円滑な行財政運営に資するという視点で報告書をまとめていきます。

③地方債発行のあり方研究会

検討部会設置の目的

地方分権や財投改革の進展に伴い、地方債計画上の資金区分においては、年々公的資金の割合が減少しており、民間資金の割合が増加しています。地方自治体は、民間からの資金調達をより拡大していくことが求められています。

平成18年度以降は、従来の許可制度から協議制度に移行し、地方債については民間からの資金調達をより効果的、効率的に実施していくことが求められているため、今後の地方債発行のあり方について研究します。

検討部会メンバー 15名（市町11名、県4名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県
津市／財政課	四日市市／財政経営課	◎政策部市町行財政室
桑名市／財政課	○鈴鹿市／財政課	政策部地方分権・合併室
名張市／財政経営室	尾鷲市／市長公室	
亀山市／財務室	鳥羽市／財政課	
いなべ市／政策課	志摩市／財政課	
伊賀市／財政課		

事務局●市長会事務局、町村会事務局、三重県政策部市町行財政室

検討事項

- ①地方債発行の現状と今後の動向等について（講演）
- ②民間からの資金調達の手法等について（事例研究等）
- ③金融機関からの借入れの手法について（調査）
（入札、割当方式等）

開催実績

(平成18年)

第1回 [7/31] ➡ 研究会の進め方について

地方債を取り巻く状況について

これまでの成果

- ・現在の地方債制度を取り巻く状況の認識を共有しました。
- ・各市町の地方債発行方法について情報交換しました。

今後の予定

②10月11日(水)

- ・先進地事例研究(住民参加型市場公募債) 熊野市

③11月10日(金)

- ・講演(地方債発行のあり方について(仮題))

講師 関西学院大学 小西教授

④12月予定

- ・先進地事例研究(住民参加型市場公募債(共同発行))

研究団体 未定

⑤1月又は2月予定

- ・金融機関関係者との意見交換

課題・まとめの見込み

- ・住民参加型市場公募債(共同発行)の事例研究等を通じて、民間からの資金調達や地方債発行のあり方を研究し、市場を活用した資金調達についての参加市町の理解を深め、機運の醸成に努めます。

④「新しい時代の公」と文化力を生かした取組検討部会

検討部会設置の目的

「新しい時代の公」と文化力は、県が提唱する考え方ですが、両者はともに県民一人ひとりが主体的に地域と関わるとともに、人と人の信頼や絆を深めることを基本に、地域社会の再生・創造をめざすもので、地域主権の社会の実現のためには、この二つの考え方が大切です。

そこで、当部会では、地域主権の社会の実現に向けて、地域の多様な主体が自ら考え、参画するという視点から、市・町及び県の取組方向を検討します。

市・町と県がこのような検討の場を設け、情報を共有することにより、これからの地域づくりにつなげていくことを目的とします。

検討部会メンバー 15名（市町10名、県5名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県
津市／政策課	四日市市／市民文化課	◎政策部 企画室
伊勢市／政策課	○松阪市／まちづくり推進課	政策部 地方分権・合併室
鈴鹿市／企画課	鈴鹿市／地域課	
名張市／総合企画室	亀山市／市民参画協働室	
志摩市／企画政策課	東員町／政策推推進課	

事務局 ●市長会事務局、町村会事務局、三重県政策部企画室

検討事項

地域における「新しい時代の公」と文化力を生かした行政の取組について

開催実績

(平成18年)

第1回 [5/29] ➡ 協議計画書に基づく今後の進めかたの検討

地域づくりと文化力について、「新しい時代の公」における行政の役割
について、文化力と「新しい時代の公」について

第2回 [7/7] ➡ 多様な主体が取り組む「公」の活動事例の紹介

第3回 [8/29] ➡ 部会のアウトプットイメージの検討、多様な主体が取り組む「公」
の活動事例の紹介、文化力を生かした地域づくりについて

これまでの成果

- ・「新しい時代の公」、文化力についての情報共有を行いました。
- ・各市町における多様な主体の取組事例を紹介しました。
- ・部会のアウトプットイメージを検討しました。

今後の予定

・各市町における多様な主体の取組事例や先進事例などから成功のポイントや視点を抽出していきます。

課題・まとめの見込み

「新しい時代の公」や文化力の考え方に基づいた事業を実施するために必要な視点を整理します。

検討中の事例

- 愛宕川・神道川を美しくする会（松阪市）
- 亀山国際交流の会（亀山市）
- 鹿伏兔山脈自然薯の会（亀山市）
- 市民ネット（亀山市）
- 志摩コーストガーディアンズ（志摩市）
- 志摩 Beautiful Beach Club（志摩市）
- 立神四季物語実行委員会（志摩市）
- 浜島町まちづくりグループ WITH AIBE（志摩市）
- 無限責任中間法人志摩ネイチャー倶楽部（志摩市）
- クリーン作戦委員会（東員町）
- 放課後児童クラブ（東員町）
- 老人会（東員町）
- 花いっぱい運動（東員町）
- ふるさとづくり事業補助金（東員町）
- 河川等美化（東員町）
- NPO法人伊勢河崎まちづくり衆（伊勢市）
- NPO法人こどもサポート鈴鹿（鈴鹿市）
- NPO法人市民ネットワーク すずかのぶどう（鈴鹿市）
- 市民公益活動実践事業（名張市）
- 地域づくり委員会への柔軟性のある交付金制度（名張市）
- 企業の森（県環境森林部）

⑤県土づくりのあり方に関する検討部会

検討部会設置の目的

県は広域自治体として、より広域的な視点から「県土づくり」の方向をお示しし、主体となって取り組んでいく必要があると考えています。県全体を見据えた「県土づくり」と地域主体で取り組む「地域づくり」は、地域での展開において密接に関連することから、十分に連携しながら進めていくことが重要です。

このため、本部会では、県域全体あるいは中部圏、近畿圏など県境を越えた視点で、三重県の地域特性を全体として捉えた振興方策や交流・連携のあり方、それらの基盤となる社会資本の利活用のあり方など、「県土づくり」の考え方と「県土づくり」における県の役割について、「地域づくり」を担う市・町の皆さんと検討し、考え方の共有を通じて、「県土づくり」と「地域づくり」それぞれの円滑な推進に繋げていくことを目的とします。

※県の第二次戦略計画（仮称）では、県域全体、或いは中部圏、近畿圏などをにらんだ、より広域的な視点から「県土づくり」の方向性を示し、「地域づくり」への支援、補完とあわせて「地域政策の考え方」として整理するとともに、地域ごとの主要な施策・事業等を整理し、「地域編」として取りまとめることとしています。

検討部会メンバー 12名（市町9名、県3名）◎部会長 ○副部会長

市 町		県
津市／政策課	四日市市／経営企画部	◎政策部 企画室
桑名市／政策課	鈴鹿市／企画課	政策部 地方分権・合併室
名張市／総合企画政策室	亀山市／企画経営室	
鳥羽市／企画課	熊野市／市長公室	
○伊賀市／企画調整課		

事務局 ●市長会事務局、町村会事務局、三重県政策部 企画室

検討事項

「県土づくり」のあり方と県の役割について

(以下の項目は例示)

- ①三重県の地域特性を全体として捉えた振興方向
- ②中部圏や近畿圏等、県境を越えた連携のあり方
- ③基盤となる社会資本の整備と利活用のあり方等

開催実績

(平成18年)

第1回 [7/11] ⇒ 検討の進め方について協議

「県土づくり」「地域づくり」に関する検討状況の
整理

第2回 [8/22] ⇒ 広域の「県土づくり」「地域づくり」の事例検討

第3回 [9/14] ⇒ これまでの検討整理と、今後の進め方について検討
「県土づくり」「地域づくり」における県の役割に関する
意見交換

これまでの成果

- ・17年度に整理した「県土づくり」、「地域づくり」の考え方を共有しました。
- ・広域で取り組まれている「県土づくり」「地域づくり」の事例を検討しました。
- ・「県土づくり」のあり方を検討するための視点について検討・整理しました。

今後の予定

・「県土づくり」のあり方と県に役割について、県の第二次戦略計画（仮称）の素案、中間案もふまえて、県境を越えた交流・連携、競争力の育成、時代趨勢への対応、生活基盤への関わり等の視点から検討します。

課題・まとめの見込み

- ・「県土づくり」のあり方、取組方向を明らかにし、県の第二次戦略計画に反映をめざします。

県土づくりのあり方に関する検討部会 概要

参加市町 県	津市、四日市市、桑名市、鈴鹿市、名張市、亀山市、 鳥羽市、熊野市、伊賀市 政策部地方分権・合併室、政策部企画室(事務局)
概要	県域全体あるいは県境を越えた視点で、三重県の地域特性を全体として捉えた振興方策や交流・連携のあり方、それらの基盤となる社会資本の利活用のあり方など、「県土づくり」の考え方と「県土づくり」における県の役割について、地域づくりを担う市・町の皆さんと協働で検討し、考え方の共有を通じて、「県土づくり」と「地域づくり」のそれぞれの円滑な推進に繋げていくことを目的とします。
開催状況	第1回 7月11日 / 第2回 8月22日 / 第3回 9月14日
今後の予定	月1回程度開催し、最終の1月までに計6～7回程度を予定。

検討部会の目指すところ

H17年度「新しい時代の地域づくりのあり方に関する検討部会」での最終報告

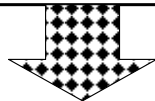
「地域づくり」:市町区域内や複数の市町の区域で、多様な主体が、目指すべき地域主権の社会に向けて、主体的に考え、協議し、より良い地域の実現に取り組むこと

「県土づくり」:県が、取組の対象や事業の効果が、全県域あるいは県境を越えて広範囲に及ぶような施策及びこうした施策を支える環境整備に取り組むこと



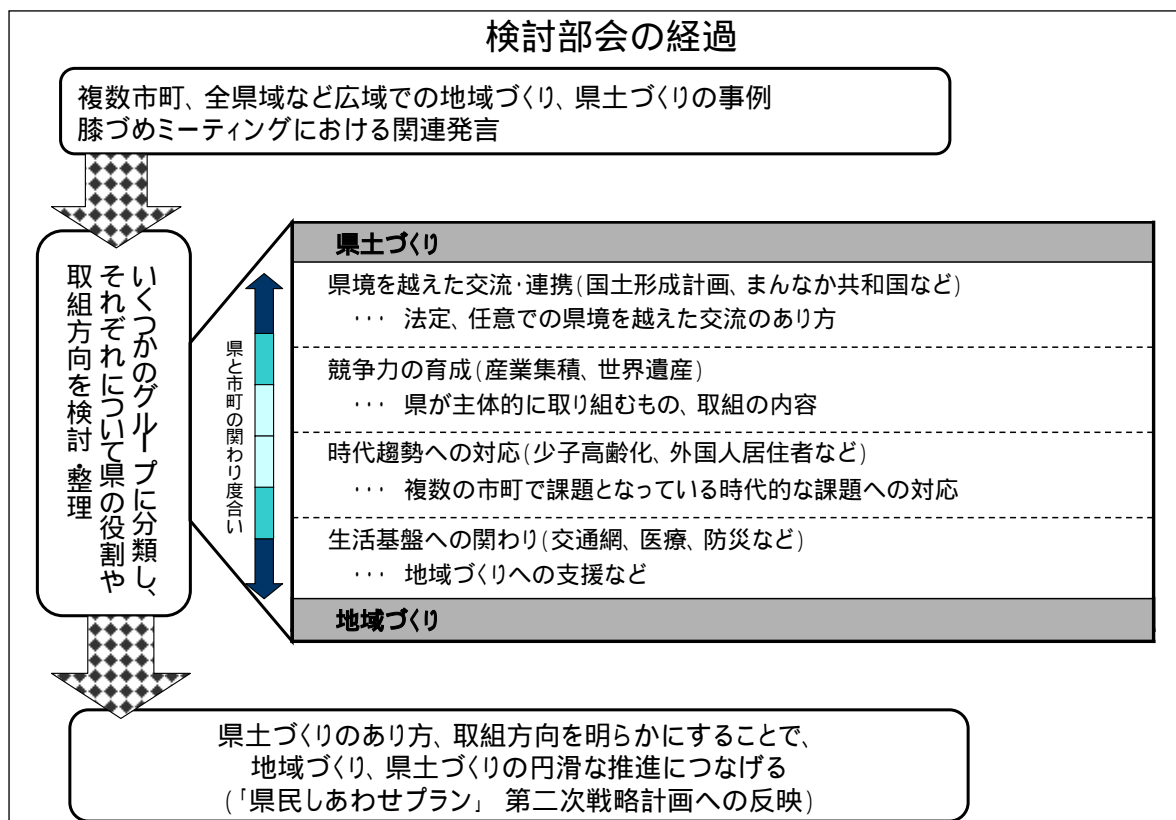
・「地域づくり」における行政の主体は市町
(県は必要に応じて「地域づくり」への補完・
支援を行う)

・「県土づくり」における行政の主体は県



県土づくりのあり方、取組方向を明らかにすることで、
地域づくり、県土づくりの円滑な推進につなげる
(「県民しあわせプラン」第二次戦略計画への反映)

検討部会の経過



(参考)これまでの検討で出てきた個別課題の一例

外国人居住者の問題	職場と住居が異なる場合もあり、市だけでは対応できない。全ての市町で課題となっているわけではないが、全国的にも外国人居住者の多い都市はいくつもある。
NPO等との協働	市だけで取り組むのは難しいので、県でモデル的な事業を実施して、市町へ手法を示してもらいたい。
医療の充実 (医師問題)	へき地、離島では問題が顕在化。都市部でも問題はある。市だけでは無理で、県への期待が大きい。
交通	道路の問題は市町だけでは無理。バスや鉄道など生活を支える交通網の維持も、市町だけではできない。
企業誘致	市町では、相手にしてくれない企業もあるので、県の関与が必要。
流域での取組	流域という切り口で、市町の範囲を越えて取り組む団体もある。県が主導している流域圏づくりもあるが、誰が主導的な役割を果たすべきか。
観光	場合によっては県境も越えて、隣接する市町と連携して観光振興に取り組んでいる事例が多い。

⑥情報システムの共同化検討部会

検討部会設置の目的

財政状況が厳しい中で県や市町が、行政運営の効率化や住民サービスの向上を図っていくためには、IT（情報通信技術）を有効に利活用し、共同化により低廉で効率的な情報システム等の構築・運用を進めるとともに、情報セキュリティ対策やITの利活用方策についても検討していく必要があります。

なお、情報システム等の共同化については、平成17年度からデジタル地図、電子申請、電子入札、施設予約の共同化を協議・検討してきた経緯があることから、平成18年度も引き続き協議を継続することとしますが、広く情報共有を図る必要があるため、三重県電子自治体推進連絡協議会を検討部会と位置付けて、検討・協議を継続することとします。

検討部会メンバー

34名（市町29名、県5名）

市 町	県	
全市町情報担当課	◎政策部情報政策室	政策部地方分権・合併室

事務局 ● 市長会事務局、町村会事務局、三重県政策部情報政策室

検討事項

- ① 平成17年度に協議してきたデジタル地図整備、電子申請、電子入札、施設予約等の情報システムの共同化について、引き続き協議をすすめます。
- ② 情報セキュリティ対策のあり方の検討やITの利活用に関する諸課題の整理等、電子自治体の推進に有効と考えられる様々な課題について検討・協議を行います。

開催実績

（平成18年）

第1回 [5/22] ⇒ 情報システムの共同化

第2回 [6/28] ⇒ 内部管理業務の共同アウトソーシングについて

第3回 [9/21] ⇒ 情報システム共同化の今後の進め方について

デジタル地図整備の進捗状況について

これまでの成果

- ・ デジタル地図整備については、三重県自治会館組合（一部事務組合）が実施主体となって県と全市町が共同で整備・更新を行うこととなりました。現在写真撮影後の地図の整備仕様について最終調整を行っています。
 - ＊ 空中写真撮影等の入札を実施しました。（市町村振興協会：7月25日）
- ・ 情報システムの共同化事業については、県と市町担当で構成するWGで検討した共同化案を基に本部会で方向性を決定し、各自治体で参加意思の確認を行うとするスキームで合意しました。
- ・ 特に電子申請システムの共同化については、住民利便性の向上を目指し、効果のあるシステムのあり方について継続して検討することとなりました。
- ・ その他、県の情報セキュリティ対策や共同アウトソーシングの事例などについて意見交換を行いました。

今後の予定

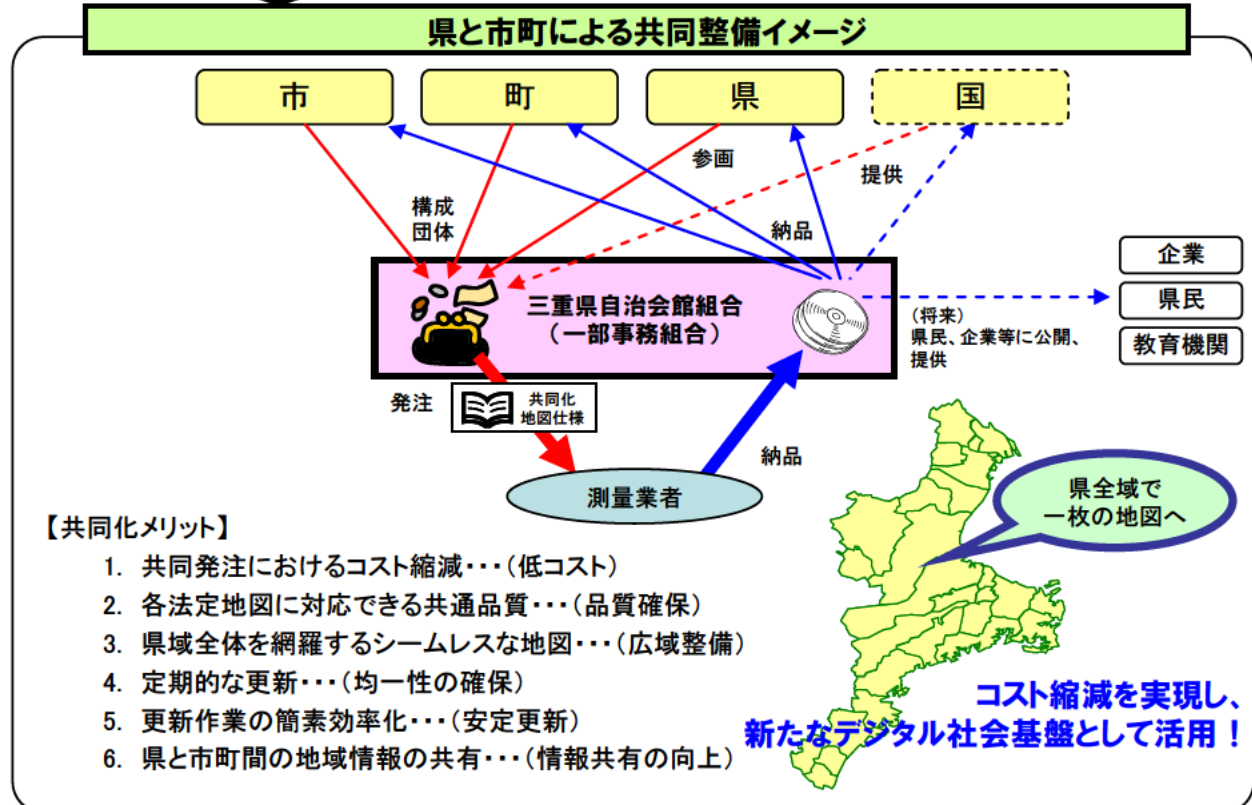
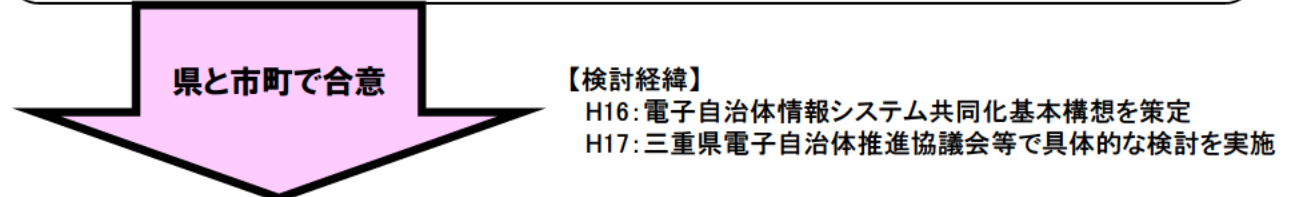
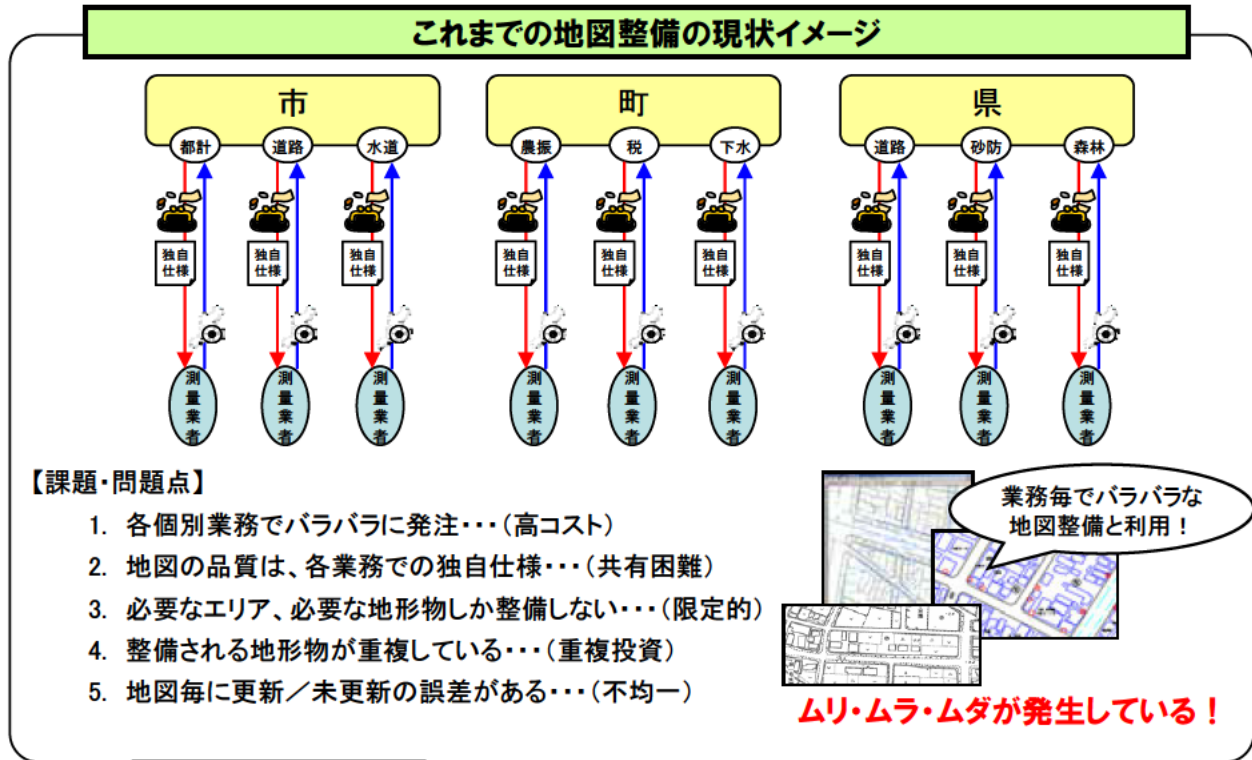
- ・ 自治会館組合の規約改正が行われることとなっており、引き続きデジタル地図の共同整備を推進するとともに、整備される地図の利活用についても検討する予定です。
- ・ 電子申請、電子入札、施設予約システム等の共同化等について、WGでの検討状況の共有及び協議を随時行うとともに共同化実施に向けて課題の整理に取り組むこととします。
- ・ セキュリティ対策等広域で検討を行える事項についても共同での取り組みについて検討する予定です。

課題・まとめの見込み

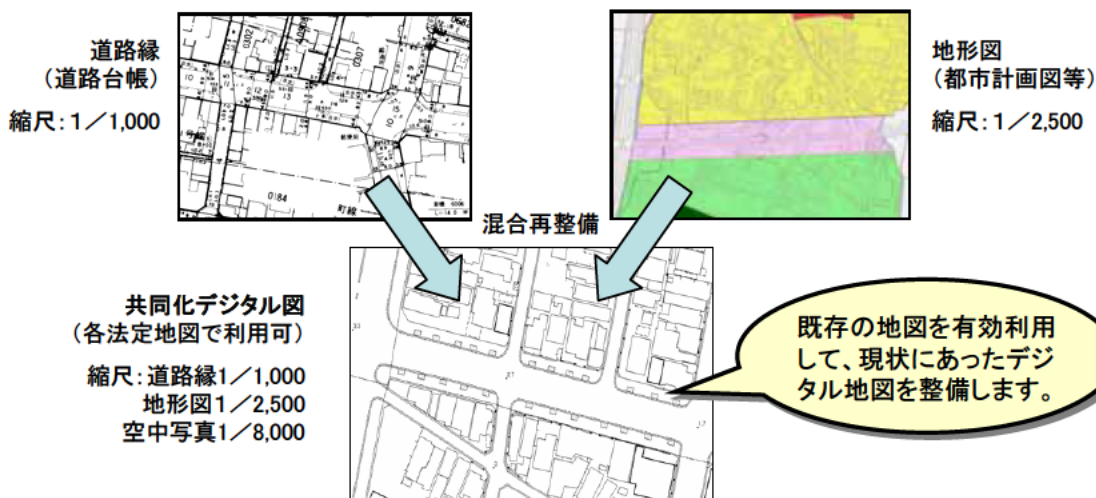
- ・ 各市町の意向を尊重し、当面利用が見込まれるシステム等の共同化について、検討・協議を行うとともに、住民サービスの向上や行政運営の効率化を念頭に置いて、情報セキュリティ対策や広く情報化に関する共同化についても検討して取り組むこととします。

県と市町におけるデジタル地図の共同整備について

平成18年10月 三重県

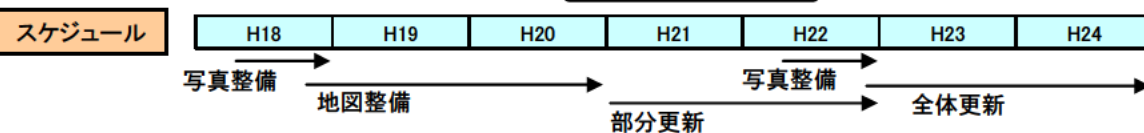
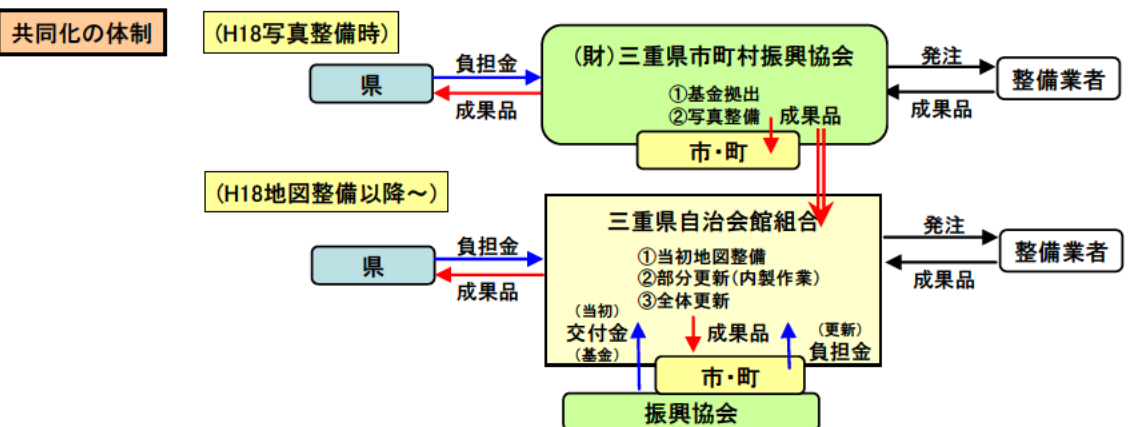


共同にて整備するデジタル地図イメージ



県と市町の合意内容

- ① 全体整備費用は、県、市町の既存地図を利用して15億円必要。
- ② 市町の負担金は、市町村振興協会基金から最大10億円を拠出。
- ③ 事業の実施主体は、三重県自治会館組合（一部事務組合）。
(平成18年度の写真整備は、写真撮影時期の制約から、(財)三重県市町村振興協会にて実施する)
- ④ 当初整備は平成18～20年度とし、次回の全体更新は平成22年度から実施。
- ⑤ 全体更新の効率化、コスト縮減等を図るため、内製作業にて部分更新を実施。



※各年度毎の費用負担当初想定額 単位:億円

		H18	H19	H20	計
市町	写真地図	2	—	—	10
	地形地図	—	4	4	
県	写真地図	1	—	—	5
	地形地図	—	2	2	

- H18.7.25 (財) 三重県市町村振興協会にて写真整備にかかる入札。(2分割) (合計 132,434,400円)
 - 現在、共同整備するデジタル地図の発注仕様について、協議・検討中
- ※ 自治会館組合同規約改正後に発注公告を行う予定

參考資料

県と市町の新しい関係づくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、県と市町の新しい関係づくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、分権型社会の実現を目指し、県と市町の役割分担の明確化と適正化を図るとともに、真に対等・協力の関係を築くことにより、県と市町を通じた行政サービスの向上を図ることを目的とする。

(協議等事項)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事項を協議又は研究する。

- (1) 連携・協力及び役割分担のあり方に関する事項
- (2) 専門性強化のための取組に関する事項
- (3) 包括的権限移譲の推進に関する事項
- (4) その他本協議会の目的達成のため必要な事項の情報共有及び検討

第2章 組織

(協議会の構成)

第4条 本協議会は、別表の者をもって構成する。

(役員)

第5条 本協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 三重県知事
- (2) 副会長 三重県副知事、市長会会長及び町村会会長

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(事務局)

第7条 本協議会の事務局は、三重県政策部地方分権・合併室、三重県市長会及び三重県町村会に置く。

第3章 会議

(会議)

第8条 会議は、総会及び運営調整会議とする。ただし、必要に応じて検討部会を設置することができる。

2 会議、会議録及び会議に提出した文書は公開とする。

3 会議の運営に関しては、公平かつ公正な協議の推進に努めなければならない。

(総会)

第9条 総会は、会長が招集する。

(総会の決定事項)

第10条 総会は、次に掲げる事項について決定する。

(1)第3条の規定による協議事項の対応方針

(2)前号の規定に定めるもののほか、本協議会の運営に関する重要事項で、会長が必要と認める事項

(議長)

第11条 総会の議長は、会長が指名する者とし、議事は会長が総会に諮り決定する。

(定足数)

第12条 総会は、構成員（またはその代理人）の半数以上の者が出席しなければ、開会することができない。

(運営調整会議)

第13条 具体的な協議等事項の決定、検討部会設置の決定又は第10条の規定による総会の決定事項の事前の意見調整のため、必要に応じて運営調整会議を開催することができる。

2 運営調整会議は、市町、県各部及び県民センターの地方分権に係る職員で構成する。

3 運営調整会議は、必要に応じて構成員以外の者の出席を求めることができる。

4 運営調整会議は、会長の指示により三重県政策部地方分権・合併室が招集する。

(検討部会)

第14条 第13条第1項の規定により設置が決定したときは、検討部会を置く。

2 検討部会の運営に関し必要な事項は、別途定める。

第4章 経費等

(経費)

第15条 会議にかかる経費は、三重県、三重県市長会及び三重県町村会の三者が負担し、その負担割合は三者が協議し決定する。

(雑則)

第16条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

この規約は、平成18年6月7日から施行する。

別 表 (第4条関係)

県と市町の新しい関係づくり協議会名簿

役職名		役職名	
会 長	三重県知事		三重県出納長
副会長	熊野市長	委 員 (県)	政 策 部 長
	菰野町長		東紀州対策局長
	三重県副知事		地域支援担当理事
委 員 (市町)	津 市 長		総 務 部 長
	四日市市長		防災危機管理部長
	伊勢市長		生 活 部 長
	松阪市長		健康福祉部長
	桑名市長		環境森林部長
	鈴鹿市長		環境森林部
	名張市長		農水商工部長
	尾鷲市長		観 光 局 長
	亀山市長		県土整備部長
	鳥羽市長		県土整備部理事
	いなべ市長		企 業 庁 長
	志摩市長		病院事業庁長
	伊賀市長		教 育 長
	木曾岬町長		桑名県民センター所長
	東員町長		四日市県民センター所長
	朝日町長		鈴鹿県民センター所長
	川越町長		津県民センター所長
	多気町長		松阪県民センター所長
	明和町長		伊勢県民センター所長
	大台町長		伊賀県民センター所長
	玉城町長		尾鷲県民センター所長
	度会町長		熊野県民センター所長
	大紀町長		
	南伊勢町長		
	紀北町長		
	御浜町長		
紀宝町長			

検討部会の運営に関する規程

(趣旨)

第1条 県と市町の新しい関係づくり協議会（以下「協議会」という。）規約第14条第2項の規定により、検討部会（研究会を含む）の運営に関し必要な事項を次のとおり定める。

(所掌事項)

第2条 検討部会は、協議会規約第3条の規定による協議等事項のうち、運営調整会議で決定された事項を専門的に協議又は研究する。

(組織)

第3条 検討部会は、県及び市町の職員で構成する。ただし、必要に応じて学識経験者を構成員又は助言者として招聘することができる。

- 2 検討部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 検討部会の部会長及び副部会長は、検討部会の構成員の互選により選任する。
- 4 検討部会は、必要に応じてワーキンググループを設置することができる。

(部会長及び副部会長の職務)

第4条 部会長は、検討部会を代表し、会務を総理する。

- 2 部会長は、協議等事項についての意見調整に努めなければならない。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(検討部会の開催)

第5条 検討部会は、部会長が招集する。

- 2 検討部会は、必要に応じて検討部会の運営に関する規程第3条の規定による構成員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(協議等計画書の作成)

第6条 検討部会は、会長から指示を受けた事項について、別紙様式1により「協議等計画書」を作成しなければならない。

(協議等経過報告書の作成)

第7条 検討部会は、前条の規定による「協議等計画書」に沿って協議等を行うとともに、別紙様式2により「協議等経過報告書」を協議等の都度作成しなければならない。

(協議等経過及び結果の報告)

第 8 条 検討部会は、第 6 条及び第 7 条の規定による「協議等計画書」及び「協議等経過報告書」をもとに、協議等経過及び結果を直近に開催する協議会総会に報告しなければならない。

附則

(施行期日)

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 6 月 7 日から施行する。

検 討 部 会 協 議 等 計 画 書

協議等テーマ	
目 的	
検討事項	
具体的な協議等スケジュール	
メンバー	

検 討 部 会 協 議 等 経 過 報 告 書

日時・場所	
参加者	
議 題	
意見の概要	
決まったこと	
そ の 他	
次回開催日・場所	
作成者	